

**質問** 外国人と外国の方式で婚姻したので、日本に届出をしたいのですが。

## **回答**

➤ **提出に必要なもの**

- ◆ 届書 1 通
- ◆ 印鑑
- ◆ 婚姻が成立した国の方式に従って作成された婚姻に関する証書の謄本及び翻訳者が署名押印した日本語への全文訳
- ◆ 相手の方（外国人配偶者）の国籍証明書及び翻訳者が署名押印した日本語への全文訳

（注意）令和 3 年 9 月 1 日から、押印は任意となりました。

（注意）令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。

➤ **外国の方式で婚姻場合のその他注意事項**

婚姻に関する証書の記載内容等によって、受理されるまでに時間のかかる場合があります。